

ごかのお知らせ (No.504)

おしらせ

農業用機械から道路に泥を落とさないように注意しましょう

(産業課)

車道や歩道に落ちた泥のかたまりは、自動車だけでなく歩行者・バイク・自転車・車いすなどの通行の妨げになり大変危険です。環境美化と交通安全のため、道路に泥を落とさないようにしましょう。なお、道路を汚してしまった場合は、速やかに泥の撤去・清掃をしていただきますようお願いいたします。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G

☎(84) 2582 (直通)

農ビ・農ポリ処分には事前契約が必要です

(産業課)

使わなくなった農業用ビニール及びプラスチック(農ビ・農ポリ)を回収します。

なお、産業廃棄物となるため、運搬や処分は、事前契約が必要です。

○受付日時

9月28日(木)・29日(金)
午前9時～午後4時

○受付場所

役場2階 第2会議室

○料金 2,000円

※搬出量が軽トラック1台分(350kg)を超える場合、1台あたり2,000円の追加負担が生じます。

○持参するもの

・印鑑 ・料金
・搬出予定量のメモ

(農ビ○kg・農ポリ○kg等)

○回収日時

10月10日(火) 午後1時～4時

○回収場所

五霞ライスセンター敷地内

※回収場所までは各自で搬入をお願いいたします。

○収集・運搬契約について

廃棄物処理法(第12条第1項)により農家のみなさんと運搬事業者との契約が必要です。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84) 2582 (直通)

農地の適正利用が困難な場合は貸し借り(利用集積)制度を利用してください

(産業課)

農地を遊休化し荒廃させると、年数を経るごとに農地性を失い、復旧するのに多大な投資と労力が掛かります。

高齢や勤め等の理由で耕作ができない方は、農業経営規模を拡大したい方に貸すことによって、農地の保全と有効利用が図れるようになります。

手続きは、農地を貸す人、借りる人の合意のうえ、農用地利用集積計画申出書を作成し、農業委員会承認されることで法的に貸し借りが認められます。

また、貸借の契約期間は3年、6年、10年を原則としており、契約期間が満了すると、自動的に貸借権が消滅します。で、ご安心ください。貸借期間中でも当事者の合意があればいつでも解約することができます。

農地利用集積の推進期間は9月から10月13日金までとしていますので、希望される方はお申し出ください。

○貸し手のメリット

・手続きに大きな負担はありません。

・貸した農地は期間がくれば必ず返してもらえます。

・貸し借りを継続したいときは再度、設定が可能です。

○借り手のメリット

・経営規模の拡大と集積による経費削減が見込めます。

・更新時期には、農業委員会を通して継続の意思確認を行います。

○農地中間管理事業による貸借制度

茨城県農地中間管理機構が事業主体となる本制度では、農地の貸し借りが一定の要件を満たす場合、土地所有者に対して協力が支払われます。農地の貸し付けを希望される方は、産業課地域振興グループまでお問い合わせください。

○一定要件の例

・貸付希望者が経営する全ての農地を当事業により貸し付けること

・貸し付ける農地は荒廃化しておらず、農業機械の通行が可能な概ね25mの幅員のある公道に接していること

・貸付期間は10年以上とする

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G

☎(84) 2582 (直通)